

資料編

1 計画の策定経過

年 月 日	会議	議事内容
H30. 6. 29	平成 30 年度 第 1 回 鹿嶋市子ども・子育て会議	1 第 2 期鹿嶋市子ども・子育て支援計画に係るアンケート調査（概要）について
H30. 10. 3	平成 30 年度 第 2 回 鹿嶋市子ども・子育て会議	1 第 2 期鹿嶋市子ども・子育て支援計画に係るアンケート調査（調査票）について
H30. 12	アンケート調査	配 布 数：2,632 件 有効回答数：1,792 件（回答率：68.1%）
H31. 2. 6	平成 30 年度 第 3 回 鹿嶋市子ども・子育て会議	1 第 2 期鹿嶋市子ども・子育て支援計画に係るアンケート調査（中間報告）について
R 1. 5. 24	令和元年度 第 1 回 鹿嶋市子ども・子育て会議	1 第 2 期鹿嶋市子ども・子育て支援計画に係るアンケート調査の集計結果及び策定事務について
R 1. 8. 27	令和元年度 第 2 回 鹿嶋市子ども・子育て会議	1 第 2 期鹿嶋市子ども・子育て支援計画に係る量の見込み及び素案について
R 1. 10. 7	令和元年度 第 3 回 鹿嶋市子ども・子育て会議	1 第 2 期鹿嶋市子ども・子育て支援計画の素案について
R 1. 12. 6 ～12. 27	パブリックコメント	意見提出件数：33 件
R 2. 1. 20	令和元年度 第 4 回 鹿嶋市子ども・子育て会議	1 第 2 期鹿嶋市子ども・子育て支援計画の最終案について

2 鹿嶋市子ども子育て会議設置条例

平成25年9月30日

条例第22号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、鹿嶋市子ども子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

(1) 子どもの保護者

(2) 事業主を代表する者

(3) 子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）

に関する事業に従事する者

(4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 子育て会議に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員の任命後最初に開かれる会議並びに委員長及び副委員長が欠けたときの会議は、市長が招集する。

2 子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員長は、子育て会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、子ども子育て支援担当課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3 鹿嶋市子ども・子育て会議委員名簿

任 期 自：平成 30 年 1 月 23 日
至：令和 2 年 1 月 22 日

番号	区 分	氏 名	所 属 等
1	委員長	打越正貴	茨城大学
2	副委員長	中西三千子	私立認定こども園代表 (認定こども園大野めぐみ保育園)
3	委員	日高真弓	私立認定こども園保護者代表
4	委員	小杉理子	私立保育園保護者代表
5	委員	山口智美	公立保育園保護者代表
6	委員	大串愛子	公立幼稚園保護者代表
7	委員	富樫詩織	未就園児保護者代表
8	委員	林 健太郎	日本製鉄株式会社鹿島製鉄所
9	委員	内田みち子	私立保育園代表 (ふたば保育園)
10	委員	内野邦子	NPO 法人ファミリーコンサルタント
11	委員	和田みゆき	NPO 法人ニューライフカシマ21
12	委員	加藤佳枝	どろんこきつず
13	委員	大森久美	鹿嶋市民生委員児童委員協議会
14	委員	平井敬子	鹿嶋市放課後子どもプラン運営委員会
15	委員	大崎千帆	鹿嶋市教育委員会教育委員

4 用語解説

【あ行】

・アプローチ・スタートカリキュラム

幼児期の育ちと学びを小学校教育につなぐことを目的とし、接続期の子どもたちの実態に応じた指導内容を示したもの。

【か行】

・教育センター

子どもたちの健やかな成長に向けて、研修事業や教育相談事業、適応指導教室の設置等、教職員研修や相談機能を1つにまとめ、教職員はもとより、子どもたちと保護者の方々を総合的かつ専門的に支援するために設置されたもの。

・子ども・子育て関連3法

子ども・子育て支援新制度を整備するため、平成24年8月10日に参議院で可決・成立した、「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のこと。

・子ども・子育て支援制度

認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付と小規模保育等への給付の創設、認定こども園制度の改善、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実等が行われる制度。

・子ども・子育て支援法

すべての子どもに良質な成育環境を保障する等のため、子ども及び子育ての支援のための給付の創設並びにこれに必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築等の所要の措置を講ずることを趣旨とする法律。

【さ行】

・里親

児童福祉法に基づき通常の親権を有さずに児童を養育する者のこと。

・次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずるための法。平成27年3月31日までの10年間の時限立法であったが、平成26年度に公布された改正法に基づき、同法の有効期限は令和7年3月31日まで10年間延長された。

・**児童福祉法**

昭和 22 年に制定された児童福祉を保障するための法律。児童の出生・育成が健やかであり、かつその生活が保障愛護されることを理念とし、あらゆる児童が持つべき権利や受けるべき支援が定められたもの。

・**児童養護施設**

保護者のない児童，虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて，これを養護し，あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設（児童福祉法 41 条）。

・**社会的養育**

虐待や経済的理由などの家庭的な理由で保護者のもとで暮らせなくなった子どもたちを，公的な責任として社会的に養育すること

・**小1の壁**

小学校入学後，それ以前の状況とは異なり，子どもを夜間まで預けることが困難になることにより，ワーキングマザーをはじめとする保護者が働き方の変更を強いられる問題。

・**新・放課後子ども総合プラン**

次代を担う人材を育成し，共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から，厚生労働省と文部科学省の連携のもと，放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施を中心に両事業の計画的な整備を進めるためのプランが前身（放課後子ども総合プラン）。計画期間を1年前倒しして平成 30 年度末で見直しを図り，平成 30 年 4 月から令和 5 年度末までを新たな期間とする新プランとして策定したもの。

・**子育て世代包括支援センター**

子どもたちの健やかな成長に向けて，母子保健コーディネーター等を配置し，妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行うために設置されたもの。本市では，「子育て世代包括支援センター りぼん」が該当施設。

【た行】

・**待機児童**

保育所または学童保育施設に入所申請をしているにもかかわらず，入所できずに待機している状態の児童。

・**適応指導教室**

様々な理由で学校や教室に行けない子どもたちのために，学校復帰や社会的自立に向けた，教育相談や学習支援を行う場所。

【な行】**・乳児院**

乳児（孤児）を入院させてこれを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする児童福祉施設（児童福祉法第37条）。

・ノーマライゼーション

障がいのある人が障がいのない人と同等に生活し、共にいきいきと活動できる社会を目指す考え方、概念。または、障がい者などの社会的マイノリティを含めた人たちに大多数の市民と同じ普通の生活や権利が保障されるべきという考え方、概念。

【は行】**・バリアフリー**

高齢者、障がい者をはじめとして、あらゆる者が社会生活に参加する上で、生活の支障となる物理的な障壁や、精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に障壁を取り除いた事物および状態のこと。

・バリアフリー新法

平成18年12月20日に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、駅を中心とした地区や、高齢者、障がい者などが利用する施設が集まった地区において、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進するための法。また、バリアフリー化のためのソフト施策の充実を図る目的も有する。

【お行 その他】**・ワーク・ライフ・バランス**

仕事と生活の調和。国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態のこと、またはそのような概念のこと。

・Iターン

出身地とは別の地方に移り住むこと。特に、都市部から田舎に移り住むことを指すことが多い。

・Uターン

出身地から、進学や仕事の関係などの理由で現在の居住地に移った後、再び出身地に戻って住むこと。

5 鹿嶋市の教育・保育資源マップ

【認定こども園・幼稚園・保育所等】

【公立認定こども園】	
★	平井認定こども園
【私立認定こども園】	
2	認定こども園大野めぐみ保育園
3	認定こども園大野ひかり保育園
4	認定こども園鹿島いずみ園
5	認定こども園港ヶ丘園
6	認定こども園鹿島幼稚園
7	認定こども園こじか
【公立幼稚園】	
8	三笠幼稚園
9	高松幼稚園
10	波野幼稚園
11	はまなす幼稚園
【公立保育園】	
12	宮下保育園
13	佐田保育園
14	大船津保育園
【私立保育所】	
15	鹿嶋さくら園
16	カシマベビーランド
17	月の輪保育園
18	鹿の輪保育園
19	子どもの家野草舎
20	野草舎森の家
21	ひよどり保育園
22	美空野保育園



【私立小規模保育事業所】	
23	ふたば保育園
24	はとの丘保育園
25	そよ風保育園
26	港ヶ丘ベビールーム
27	イズミベビールーム
28	みどりの森保育園
29	カシマベビールーム

【私立家庭的保育事業所】	
★30	イズミベビールーム

【子育て支援施設】	
31	子育て世代包括支援センター(りぼん)
32	地域子育て支援センター
33	つどいの広場「ひよこサロン」
34	つどいの広場「おもちゃの城」